

令和5年度事業報告

令和6年度の主な事業を下記のとおり報告します。

1、現況

令和5年4月改正の買戻特約の登記権利者単独抹消が可能になったことも多少影響してか、一般社団法人栃木県公共嘱託司法書士協会の受注案件数は前年比で更に減少している状況です。

栃木県住宅供給公社と独立行政法人水資源機構の案件数減少が顕著ですが、減少理由及び両発注先の受託事件件数推移は以下のとおりです。

栃木県住宅供給公社の分譲地は、矢板の事務所敷地（商業地）を残し全区画分譲終了となりました。また、買戻特約の抹消に関しましても、上記改正により取扱いが終了されました。

栃木県住宅供給公社 令和4年度65件→令和5年度15件

独立行政法人水資源機構の本県における水資源の開発事業（ダム・堰及び用水路・導水路のための所有権移転登記）も思川開発事業と南摩ダムの整備に一区切りがついたようです。

独立行政法人水資源機構 令和4年度23件→令和5年度1件

なお、総受託件数は、令和4年度551件→令和5年度477件となります。

全国公共嘱託登記司法書士協会協議会においては、長期未相続登記解消作業への入札に対し依然注視していますが、当協会において長期未相続登記解消作業への参加・入札は特に検討しておりません。

今年度以降に関しましても、①正確な事件処理②受注案件の速やかな納品を行い、司法書士の高い専門性の周知をはかることは継続していきたいと思っております。

また、現在進行中の宇都宮都市計画事業宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業の換地処分に伴う登記事件に関しましては、当初の計画より遅れが生じている影響を受け、予定していたスケジュールで進んでいない状況です。地役権抹消後のⅡ期の作業中ではありますが、換地の完了予定等明確になりましたら順次情報共有させていただきますので、受託会員の皆様におかれましては引き続きご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

それに伴い、決算に予算と大きな差異がある状況です。

2、業務委託契約について

当協会が嘱託登記業務委託契約を締結している相手先は次のとおりです。

- (1) 栃木県県土整備部所管（土木部関係）
- (2) 栃木県農政部所管（農業農村整備事業関係）
- (3) 公益財団法人栃木県農業振興公社
- (4) 栃木県住宅供給公社
- (5) 上三川町
- (6) 独立行政法人水資源機構
- (7) 芳賀町および芳賀町祖陽が丘
- (8) 栃木市

3、現に受託している相手先

上記の委託契約を締結している相手先のうち、昨年度継続的に登記案件を受託していた先は、(3)の公益財団法人栃木県農業振興公社及び(4)の栃木県住宅供給公社並びに(6)水資源機構、でした。

4、今後の課題

受託件数の減少は、収入の減少にもつながり繰越金も減少傾向にあります。宇都宮市の区画整理事業の受託収入があることから通常営業の場合の繰越金の減少幅がはっきりしないところではありますが、協会の活動を維持するために今後収支の検討が必要となります。

積極的な契約先増加のために何か特別なことは行いませんが、正確な事件処理、受注案件の速やかな納品を今後も達成できるよう、受託事件の分配や関係機関との連絡調整に万全を期すことに努めてまいりたいと思います。